

## ～横浜市と「災害時の支援等に関する協定」を締結しました～



協定書の取り交わし

(左:荒井危機管理監、右:伊藤横浜財務事務所長)



協定締結をおえて

(左:荒井危機管理監、右:伊藤横浜財務事務所長)

財務省関東財務局（関東財務局本局及び関東財務局横浜財務事務所）と横浜市は、平成29年6月15日（木）、災害時の支援等に関する包括的な協定を下記のとおり締結しました。

本協定は、横浜市内で地震、風水害等の災害が発生した場合において、関東財務局横浜財務事務所管理の庁舎の一時滞在施設としての活用に加え、横浜市からの要請により当局職員を横浜市へ派遣し、災害復旧事務の支援を行うほか、応急的な住まいとして国家公務員宿舎を無償貸与し、またガレキ置き場等として国有地を無償提供するなど、より一層円滑に対応するために締結するものです。

### 記

1. 協定の名称 災害時の支援等に関する協定
2. 協定締結先 横浜市
3. 協定締結日 平成29年6月15日（木）
4. 協定内容 災害発生時に横浜市に対して以下の支援等を行う。
  - 一時滞在施設として横浜第2合同庁舎の活用
  - 人的応援
    - ・ 罹災証明書の発行支援
    - ・ 支援物資の受付
    - ・ 避難施設運営補助 など
  - 未利用国有地等の提供
    - ・ 国有地の提供
    - ・ 国家公務員宿舎の提供
  - 連絡体制の整備・訓練実施の協力等

このほか、財務局の災害時の業務である、被災された方に便宜（金融上の措置）を講ずるよう金融機関等への要請、地方公共団体へ災害緊急資金手当、公共土木施設災害復旧のための査定立会の迅速な実施などを円滑に行い、国民生活の安定に寄与できるように努めてまいります。

今後とも、関東財務局管内の自治体との連携強化を図り、地域や社会のニーズに的確に対応して、地域貢献に努めてまいります。

お問い合わせ 関東財務局横浜財務事務所総務課  
045-226-1726